

## 国立大学法人電気通信大学職員証取扱要項

平成 8年 4月 1日  
改正  
平成16年 4月 1日  
平成18年 4月19日  
平成19年 4月 1日  
平成23年 1月18日  
平成24年 5月22日  
平成31年 3月28日  
令和 2年 3月30日  
令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学に勤務する役員、職員及び名誉教授（以下「職員」という。）に対して発行する職員証の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 職員証の様式は、別紙様式1のとおりとする。

(発行日)

第3条 職員証の発行日は、5年ごとの4月1日とする。（以下、この日を「定期発行日」という。）ただし、定期発行日後に採用された職員の職員証の発行日は、採用の日とする。

(有効期間)

第4条 職員証の有効期間は、発行の日から次の定期発行日の前日までとする。ただし、任期を付した職員に対する職員証の有効期間は、その任期の末日までとする。

(再発行)

第5条 職員証を紛失若しくはき損したとき、又は記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出のうえ別紙様式2により、再発行を願い出なければならない。

(返還)

第6条 次の各号の一に該当したときは、速やかに職員証を返還しなければならない。

- (1) 職員でなくなったとき。
- (2) 職員証の有効期間が満了したとき。
- (3) 職員証をき損したとき。

(禁止事項)

第7条 職員は、職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(非常勤職員)

第8条 非常勤職員に対する職員証の取扱いについては、願い出た者に限り、発行するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 電気通信大学職員証取扱要項（昭和56年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。


附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和3年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要項の施行の際、現にあるこの要項による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要項による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要項の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 別紙様式 1


## 職員証

		国立大学法人	Unique & Exciting Campus
		<b>電気通信大学</b>	
第 号	<b>職員証</b>		
	本学の職員であることを証明する。		
 写真	デンツウ	タロウ	
	<b>電 通</b>	<b>太 郎</b>	
	年 月 日 生	年 月 日 発行	年 月 日 有効期限
	東京都調布市調布ヶ丘 1 丁目 5 番地 1 国立大学法人電気通信大学長 印		

## 職員証

### 【裏面】

- この証明書を紛失、若しくはき損したとき、又は記載事項に変更が生じた場合は速やかに総務企画課へ届け出なければならない。
- この証明書は職員でなくなったとき、又は有効期間が満了したときは速やかに総務企画課に返付しなければならない。



(本証は図書館利用証を兼ねています)

別紙様式 2

職 員 証 再 発 行 願

年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

所属・職名  
氏名

下記の理由によって職員証を再発行くださるようお願いいたします。

記

理 由

職員証発行年月日

年 月 日